

令和5年度 軽自動車税(種別割)

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在の下記車両所有者などに課税されます。4月2日以降に廃車した場合の月割減額制度はありません。

令和5年度 原動機付自転車・二輪車などの軽自動車税(種別割)

車両区分	税率(年税額)
原動機付自転車	50cc以下 2,000円
	51～90cc 2,000円
	91～125cc 2,400円
小型特殊自動車	ミニカー 3,700円
	農耕用 2,400円
	その他 5,900円
軽二輪(126～250cc)	3,600円
二輪の小型自動車(251cc～)	6,000円

次の①、②のいずれかに該当する軽自動車などは、納期限までに申請をすると軽自動車税(種別割)が減免されます。なお、減免は普通自動車を含め1人1台に限ります。

- ①身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持ち、一定要件に該当する人が所有または使用している軽自動車など(一定要件は、役場にお問い合わせください)。
- ②その構造がもっぱら障がい者などの利用に供するものである軽自動車など。

必要書類

障害者手帳など、マイナンバーがわかる書類、運転免許証、軽自動車税(種別割)納税通知書

令和5年度 三輪・四輪の軽自動車税(種別割)

車両区分		旧税率	標準税率	軽課税率(グリーン化特例) ※1			重課税率
		初度検査年月が平成27年3月以前の車両	初度検査年月が平成27年4月以降の車両	電気自動車など(75%軽減)	燃費性能が大きく優れている車両 ※2 (50%軽減)	燃費性能が優れている車両 ※3 (25%軽減)	初度検査年月から13年経過した車両 ※4
三輪		3,100円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	4,600円
四輪以上	乗用 自家用	7,200円	10,800円	2,700円	-	-	12,900円
	乗用 営業用	5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	8,200円
	貨物 自家用	4,000円	5,000円	1,300円	-	-	6,000円
	貨物 営業用	3,000円	3,800円	1,000円	-	-	4,500円

※1 軽課税率(グリーン化特例)

軽自動車税(種別割)のグリーン化特例が2年間延長され、排出ガス性能と燃費性能の優れた軽自動車(三輪以上)は、令和4・5年度の税率が軽減されます。軽減は、新車取得年度の翌年度限りです。

※2 燃費性能が大きく優れている車両

営業用乗用軽自動車で、次の①、②両方を満たす車両。

- ①平成30年排出ガス基準50%達成または平成17年排出ガス基準75%軽減達成。
- ②令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準90%達成。

※3 燃費性能が優れている車両

営業用乗用軽自動車で、次の①、②両方を満たす車両。

- ①平成30年排出ガス基準50%達成または平成17年排出ガス基準75%軽減達成。
- ②令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準70%達成。

※4 初度検査年月から13年経過した車両

令和5年度では、初度検査年月が平成22年3月以前の車両。

問 税務課 住民税係 ☎ 286 - 3388